

令和6年(ワ)597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

被告 宗教法人円蔵院太陽の会

第2準備書面

令和6年10月7日

広島地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 小 林 裕
同 弁護士 藤 井 秀 孝
同 弁護士 青 木 祐



以下では、被告の主張を補充する。

第1 コスモガーデン高天原樹木葬霊園の使用契約の締結過程について

被告は、コスモガーデン高天原樹木葬霊園の使用契約（以下「本件契約」という。）の締結に際して、顧客に樹木葬の区画を決定してもらい、コスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則（以下「本件規則」という。）（甲3）を読み上げて、顧客に内容を確認してもらい、顧客がコスモガーデン高天原使用契約書（以下「本件契約書」という。）（乙1）、及び、本件規則に署名・捺印することで本件契約を締結している。

被告は、本件契約の締結過程において、顧客に対して、本件契約書及び本件規則の他に本件契約の内容を示す書面を交付していない。

なお、本件契約書は、経営者控・取扱代行控・契約者控の3枚つづりであり、甲4号証の「ご契約の内容」と題する書面は、契約者控の裏面である（乙1）。

以上